



償却資産申告のお知らせ



市内で事業を営んでいる個人や法人の所有する償却資産(土地・家屋以外の事業用資産)は、固定資産税の対象となります。事業主の皆さまは、平成31年1月1日現在に所有している資産の申告を行ってください。

申告期間：平成31年1月4日(金)～1月31日(木)

申告場所：市役所 2 階 税務課(償却資産担当)

申告対象となる主な償却資産(業種別)

業 種	資 産 の 名 称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、LAN設備、レジスター、舗装路面などの外構工事、太陽光発電設備等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、研削盤、プレス機、溶接機等
印 刷 業	各種製版機および印刷機、裁断機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の対象となっているものを除く)、大型特殊自動車等
不動産賃貸業(アパート経営等) 駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装、機械式駐車設備(ターンテーブル含む)等
娯 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等
飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、テレビ、放送設備等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機または冷蔵機付のもの含む)、冷蔵庫、冷凍庫等
製パン業・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、厨房設備、ビニール包装機等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医業(歯科医院含む)	医療機器等(ベッド、レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等

注意 ※廃業、解散、市外移転の場合も、必ずご提出ください。

※期限近くなりますと窓口が大変混雑します。お早めにご提出くださいますようお願いいたします。

■ 太陽光発電設備を設置している方へ

住宅等に設置している太陽光発電設備は、固定資産税(償却資産)の対象となる場合があります。該当する方は、償却資産の申告をお願いします。

申告が必要な場合 ・個人(住宅用)で発電出力が10kw以上
・個人(事業用)または法人(発電出力は問わず)

申告が必要ない場合 ・個人(住宅用)で発電出力が10kw未満



申告手続きについて

マイナンバー制度導入に伴い

- ・申告用紙へ個人番号(マイナンバー)または法人番号を記入してください。
- ・提出時に、個人番号(マイナンバー)確認と本人確認が必要です。(法人は除く)

【例】通知カード(番号確認) + 運転免許証(本人確認)

※申告は窓口でのご提出のほか、郵送またはeLTAX(エルタックス)でのご提出も可能です。郵送の場合、受付後の控えが必要な方は返信用封筒(切手貼付)を同封のうえ、以下まで送付してください。

〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1 宜野湾市役所 税務課 償却資産担当

※申告用紙は市ホームページからダウンロードできます。

(ダウンロードは市ホームページトップ [申請書ダウンロード](#) ⇒ 税務課 より)

また、郵送でのご請求も可能です。必要な場合は、下記担当までご連絡ください。



問合せ：税務課(償却資産担当) ☎893-4411 内線232